

セーフティネット保証5号の規定による認定申請について
(創業者等への緩和基準での申請書類について)

業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合はこちらをお読みください。

=手続きについて=

- ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請は、下記の書類を添えて、市役所産業振興課へ申請してください。
- ②法人の認定申請は、本社登記及び事業所が白井市内にあることが条件となります。
- ③個人の認定申請は、主たる事業所が白井市内にあることが条件となります。
- ④申請書の受理後、原則翌日(土日、祝日除く。)交付いたしますので、余裕を持って申請してください。

=認定要件=

緩和された基準になります。(1)から(3)のいずれかを選び、該当する申請書にご記入ください。緩和基準以外は、通常のセーフティネット保証5号と同様のものになります。

(1) 最近1ヶ月と最近3ヶ月比較

直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む3か月間の平均売上高等と比較して、5%以上に減少している場合。

⇒様式5-(イ)-④-(2)に記入。

(2) 令和元年12月比較

直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して5%以上に減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して5%以上に減少することが見込まれること。

⇒様式5-(イ)-④-(3)に記入。

(3) 令和元年10月～12月比較

直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、5%以上に減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して5%以上に減少することが見込まれること。

⇒様式5-(イ)-④-(4)に記入。

《提出書類》

提出書類		部数	備考・注意事項
法人・個人共通	①様式第5認定申請書	2	
	②申請書5号の添付書類	1	
	③申請書及び添付書類に記載の金額の根拠資料	1	月別試算表、総勘定元帳または売上台帳の写しや月別の売上がわかるものなど ※添付できない場合は、売上高明細表を提出すること。
	④許認可書の写し	1	許認可業種の場合は添付すること。
法人	①履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	1	(発行から3ヶ月以内)
	②決算書(前年度分)の写し (事業開始時期により無い場合は不要。)	1	税務署の受付印あるもの。 (当該3か月が期をまたぐ場合は、ひとつ前の期も必要です。)
個人	①確定申告書(前年度分)の写し	1	税務署の受付印あるもの。 (当該3か月が期をまたぐ場合は、ひとつ前の期も必要です。)
	②本人の現在住所のわかるもの	1	・運転免許証・健康保険証など 事業所の住所地と住民登録がされている住所地の確認のため必要となります。